

軽米町立晴山小学校 いじめ防止基本方針

【Ⅰ いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方】

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として絶対に許されないという全職員共通認識の上で指導する。
- (2) 早期発見、早期対応を心がけ、学校として迅速かつ組織的に毅然とした態度で臨む。
- (3) 子どもたち一人一人を大切にする意識や日常的な指導が重要であることを認識する。
- (4) いじめへの取組は、学校、家庭、地域が一体となって連携を密にして行う。

【Ⅱ いじめの未然防止のための取組】

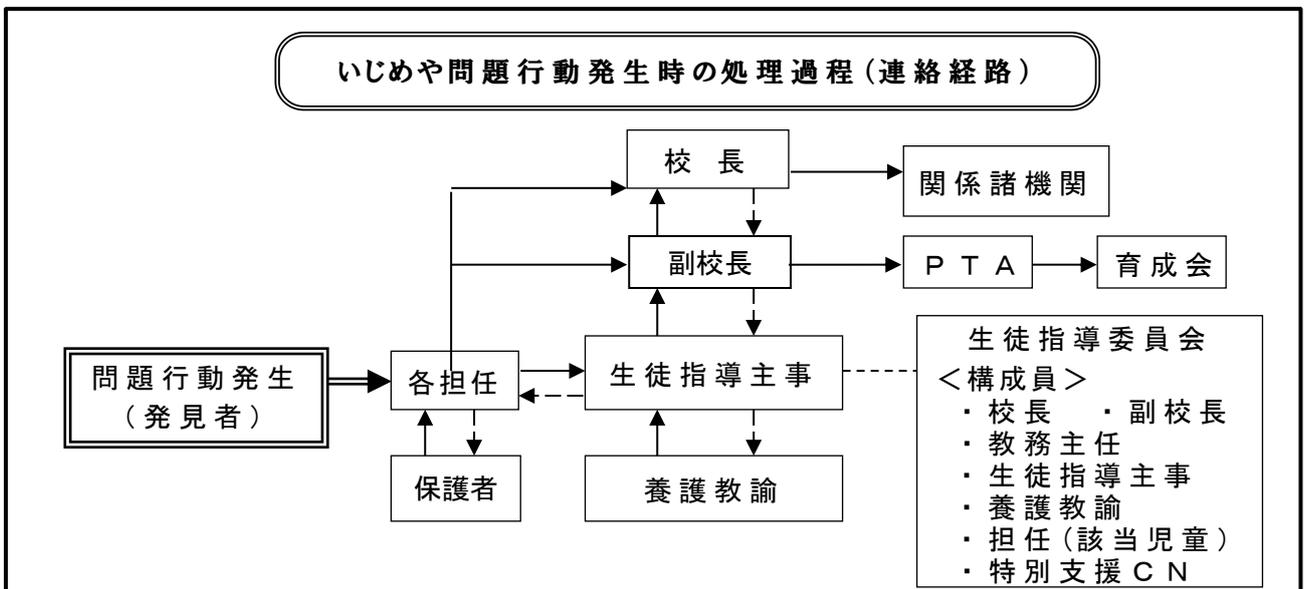
1 教職員による指導について

- (1) 学級経営の充実を図る。子どもの心に寄り添い、望ましい人間関係を築いていけるよう指導する。
- (2) 休み時間には、できる限り教師も子どもと共に遊び、人間関係の把握に努め、適切な支援をする。給食と掃除の指導は、必ず教師も子どもと共にやる。（師弟同行）
- (3) 道徳教育の充実を図り、思いやりの心を育み、命を大切にする教育を推進する。
- (4) 保護者や家庭との連携を密にし、子どものよさを積極的に発信し、信頼関係を築いていく。
- (5) 授業や行事の中で、すべての児童が活躍できる場面づくり、落ち着いていられる居場所づくりをする。（居場所づくりと絆づくり）

2 いじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめや問題行動の未然防止、いじめや問題行動の早期発見及びその対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として、「校内生徒指導委員会」を活用する。（いじめ対策委員会を兼ねる。）

(1) 構成



(2) 取組内容

- ① 晴山小学校いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
- ② いじめにかかわる共通理解の場の設定（年度当初）
- ③ 未然防止、早期発見の取組
- ④ 児童の問題行動等の情報収集及び実態把握
- ⑤ アンケート（交友関係調査）及び教育相談の実施と結果報告
- ⑥ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

月1回を定例会とする（定例職員会議内の児童の情報交換会が兼ねる）。なお、いじめ事案の発生時は緊急開催とし、事態の収束まで随時開催とする。

3 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動を通して、望ましい人間関係を築いていくために、児童自身がどう関わっていけばよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用し、児童一人一人の状況を把握し、全職員の共通理解のもとで心のサポートを行う。

4 児童の主体的な取組

- (1) 運営委員会を中心とした「あいさつ運動」や「縦割り班活動」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 晴山小学校いじめ防止基本方針を学校説明会で説明し、共通理解を得る。
- (2) いじめ防止等の取組について、学級通信や学級懇談会を通じて積極的に発信し、保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質の向上を図る。
- (2) いじめ問題に関する研修会への積極的参加を呼びかける。

【Ⅲ いじめの早期発見のための取組】

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルでの悩みを相談しやすいよう、日頃から児童と教職員との信頼関係を築くよう心がける。
- (2) 常にアンテナを張り巡らし情報収集をするとともに、児童の日常の観察を心がけ、表情や行動の変化にも目配りをしていく。
- (3) 遊びやふざけ合いのように見える把握しにくいいじめについても、少しでも気になることがあったならば、教職員間で情報交換を密にしながら発見に努める。
- (4) 保護者だけでなく、地域や外部からの情報にもよく耳を傾け、日常的な連携を深める。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを傍観していた児童に対して、見て見ぬふりではなく、自分の問題として捉えさせ、勇気を出して正義感で行動できるように指導する。
- (2) 学級での話し合い活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団からいじめを根絶させようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを、学校全体で取り組む。

4 他機関の連携

犯罪行為として扱われるべきいじめについては、軽米町教育委員会及び二戸警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、軽米町教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに二戸警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、情報モラル教育を推進するとともに、家庭の協力を要請する。

【V 重大事態への対処】

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条第1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態への対処

◆学校が調査の主体となる場合

軽米町教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「生徒指導委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を軽米町教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について経過報告を含め、適宜・適切な方法により情報提供する。

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適宜・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。
- (7) 「生徒指導委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

◆軽米町教育委員会が調査の主体となる場合

軽米町教育委員会の指導のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【VI いじめの防止等のための年間計画】

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期解決に向けた取組
4月	○生徒指導委員会 (指導方針・指導計画等) ○職員会議 (引き継ぎ・情報交換) ○いじめ防止校内研修会 ○授業参観・学校説明会 学級懇談会	○これまでのいじめ実態把握 ○道徳・特別活動年間計画への反映 ○基本的学習習慣づくり ○前期縦割り班編成 ○「あのねポスト」の使い方指導	○家庭訪問による情報収集
5月		○運動会に向けての取組による人間関係づくり	
6月	○授業参観・学級懇談会		○交友関係調査・教育相談 ○保護者アンケート
7月	○生徒指導研修会		○学校評価アンケート ○期末個別面談
8月			
9月		○後期縦割り班編成	
10月		○学習発表会に向けての取組による人間関係づくり	○心とからだの健康観察
11月	○町内一斉公開日		○交友関係調査・教育相談 ○保護者アンケート
12月	○生徒指導研修会		○学校評価アンケート ○期末個別面談
1月			
2月	○授業参観・学級懇談会	○児童会活動の引継等による人間関係づくり	
3月	○PTA総会	○保護者への説明・協力の呼びかけ	

【VII 学校評価】

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価に加え、適正に取組を評価する。

○いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。

○いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

【VIII その他】

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。